

愛知県議会議員 わたらい克明の 県政ジャーナル —議会だより—



新たな挑戦！ 市民派

2009年新春号（第39号）

発行人 わたらい克明事務所
豊橋市舟原町155 舟原マンション203



ピンチはチャンス！ キークードは元気！

私の自宅の庭で咲いた
～四季折々の花～

★プリムラ (西洋サクラソウ)



◆花ことば◆

(プリムラボリアンサ)

「可憐」「神秘な心」「うねぼれ」



新春街頭演説（豊橋駅前）

1月3日、新築された「ココラフロント」前で恒例の新春街頭演説を行い、豊橋市議6名と一緒に元気よく新年の第一声をあげさせていただきました。



新 春 の 候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。愛知県は昨年、不適正な経理処理の発覚や、職員が公金詐取容疑で逮捕される事件がありました。県民への信頼回復に向け、徹底的な原因究明と今後の対策が急務であり、監視を続けていきたいと思います。

また本県経済は、自動車産業を始めとして輸出関連企業の占める割合が高い産業構造であるため、現在の急速な景気後退は深刻な事態であり、土砂降り状況であります。

来年度の県税収入は、本年度当初よりも概算で約三千六百億円という、かつてない規模の減収が予測され、義務的経費の来年度増加分三千三百億円と合わせると四千九百億円という収入不足が生じます。

不安材料が多い本年ですが、悲観主義からは何も生まれません。ピンチをチャンスに変え、明るい展望が拓けるような、夢が持てるような活動を展開してまいります。今年一年、キーワードは「元気」で頑張ります。

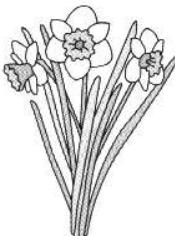
ところで、年明け五日より通常国会が開会されました。国民の将来不安を一刻も早く払拭し、希望と安心をもたらすのが政治の責務だと考えます。国民の利益を守ることが最優先であって、政局がらみの権力闘争をする時ではありません。賢明なる議論を望みたいと思います。

本年は大切な政権選択の年であります。大勝利を目指して全力で取り組む決意であります。どうかより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈りし、私の新年の挨拶とさせていただきます。

なお、公職選挙法により、年賀状は自粛させていただきまし

平成二十一年一月



愛知県議会議員
渡会 克明

ごあいさつ

県議会報告

平成20年
9月定例議会

本会議一般質問 (質問と答弁の要旨一部抜粋)

9月議会本会議にて質問を致しました。

県議会録画中継が下記アドレスで視聴できます。

<http://www.pref.aichi.jp/gikai/tyukei>



◆住宅施策について◆

(渡会克明議員質問)

本県で人の住んでいる住宅は、約254万戸で、その約4割、100万戸を賃貸住宅が占めており、更に、この約7割の72万戸を民間賃貸住宅が占めています。しかし、賃貸住宅も含め、住宅の戸数は世帯数を1割以上上回る状況になっておりますので、空家となっている多くの戸数があるものと思われます。

さて、一方で、社会全体を見回しますと、少子高齢化、国際化、ノーマライゼーションの進展、あるいは価値観の多様化に伴い、安心して住むことのできる住宅がなかなか確保できない方々が、増加しているという状況も見られます。

さらに、将来の高齢者世帯の状況を考えた場合、平成27年の本県の独居あるいは高齢者夫婦のみの世帯数の割合は、総世帯数の22%余りと、5世帯に1つは独居老人あるいは高齢者夫婦のみという社会が予想されております。

こうした背景があるなかで、財団法人日本賃貸住宅管理協会が平成18年度に行ったアンケート調査によれば、約16%の家主の方が、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯への入居を制限しているとされています。

これら家主さんが一番心配されているのは、入居後のトラブルを懸念されているようあります。例えば、高齢者の方に関しては、緊急時の対応や、不幸にして入居者がお亡くなりになった場合の家賃や家財道具の処理に対する不安、障害者の方に関しては、住宅改修の問題や近隣住民とのトラブルが発生するのではないかという不安、外国人の方に関しては、コミュニケーションや生活ルールの違いからくるトラブルの問題が挙げられています。

このような状況を踏まえ、高齢者や障害者、外国人、子育て世帯などが安心して賃貸住宅を借りられるようにすることを目指す

とした「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる「住宅セーフティネット法」が、平成19年7月に公布・施行されました。

この法律は、既存の公的賃貸住宅の有効利用を図りつつ、公営住宅など公的な賃貸住宅の供給と、民間賃貸住宅への入居の円滑化を柱に、国や地方公共団体に対し、高齢者などの居住の安定確保に関する施策を具体的に進めることを求めています。いわば、重層的な住まいのセーフティネットの構築をねらいとしているものであります。

県営住宅においては、既に、高齢者、障害者、子育て世帯などの、特に住宅にお困りの方に対し、優先的に入居できる制度を設けていますが、一方で、昨年度の応募倍率は10倍を超えており、希望する住宅にすぐに入居することは難しいという現状もあります。

そこで、今後、民間賃貸住宅市場も活用して、どのように高齢者などの住宅困難者の方々が、安心して居住できる環境を整備していくのか。この課題に対する具体的な施策について質問をいたします。

県では、この9月に「あんしん賃貸支援事業」をスタートさせました。この事業は、高齢者、障害者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報を提供するほか、NPOや社会福祉法人などの居住支援団体により、契約時の立会いや入居後の相談など、安心して居住するための様々な支援サービスを提供することによって、入居者と家主双方の不安を解消する制度とお聞きしております。この事業が県民の安全と安心を確保するために、大きな役割を果たすことを大いに期待しております。

この事業を効果的に推進するため、今後、どのように取り組むのか。

また、「あんしん賃貸支援事業」が、新たな住宅セーフティネットの役割を果たしていくためには、入居者をサポートする居住に関する様々な支援サービスの提供が重要になると思われますが、今後、その仕組みをどのように作っていくのか。

高齢者等についての支援や、外国人についての支援については部局を超えた取り組みにより、多くの居住支援団体の参画が重要であると考えます。高齢者、障害者、子育て世帯などの福祉を推進する健康福祉部においては、どのように取り組むのか。

また、外国人県民の増加と定住化が進む中、彼らを取り巻く居住環境は、現実には大変厳しいものとなっており、日本での生活において悩みや困難を抱える外国人も少なくありません。そこで、このような外国人県民の居住支援に、どのように取り組むのか。



平成21年度の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)関連予算編成に関する申し入れに地元議員として同席しました。

これは、公明党環境部会部会長の江田康幸議員、

(建築担当局長答弁要旨)

住宅施策についてのお尋ねのうち、まず、あんしん賃貸支援事業の取組みについてでございます。事業を進めていくためには、高齢者などを受け入れていただく住宅や、協力していただける不動産の仲介店、さらには居住支援団体に、できるだけ多く登録していただく必要があります。

このため、事業の立ち上げに際して、4月以降、不動産関係団体や市町村の住宅や福祉の担当者といった方々に対して、制度の仕組みの説明などを行い、登録促進の支援を要請しております。

さらに、この9月12日には、不動産関係団体と登録促進のための実施協定を締結し、登録の受付を開始するとともに、不動産関係団体や県社会福祉協議会、県国際交流協会、行政機関で構成する全国初の「居住支援協議会」を設立いたしました。

今後の取組みについては、不動産関係団体と連携して、8月に引き続き、この10月にも、賃貸住宅関係者向けの研修会を行います。

さらに、地域別に、家主や不動産関係事業者、居住支援団体、市町村に対して、きめ細かく説明会を実施するなど、登録促進に向けて精力的に取り組んでまいります。

次に、入居者をサポートする居住支援の取組みについてでございます。

この事業を実効性のあるものとするためには、入居者と家主をサポートする居住支援の充実を図ることが重要でありますので、福祉部局などと十分な連携をとり、市町村の協力をいただきながら、多くのNPO法人や社会福祉法人などの参画を進めていくことが必要であると考えております。

そのため、それらの団体などの活動実態の調査を行い、課題の把握や実情に沿った支援モデルの作成などを進めているところであります。今後、その調査結果も踏まえて、NPO法人や社会福祉法人などへの説明会を開催しつつ、啓発に努め、着実な登録の増加を図ってまいりたいと考えております。

(健康福祉部長答弁要旨)

住宅施策についてのお尋ねのうち、健康福祉部の取組みについてお答えいたします。

あんしん賃貸支援事業は、高齢者、障害者などの居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を図ることを目的としており、大変重要な事業であると認識いたしております。

とりわけ、障害者自立支援法が目指す障害者の地域生活移行を推進するために賃貸住宅などへの入居を支援する「居住サポート事業」を市町村が地域生活支援事業の一つとして実施して

おりますが、その推進に当たっては、居住の場の確保が課題となっております。

障害者等の入居を受け入れる賃貸住宅や入居をサポートする不動産店などが登録される「あんしん賃貸支援事業」とこの障害者自立支援法上の「居住サポート事業」とが連携することにより、地域生活移行が一層推進されるものと期待しております。

こうしたことから、健康福祉部といたしましても、多くの居住支援団体が参画し、「あんしん賃貸支援事業」が効果的に実施されるよう、市町村社会福祉協議会や障害者の相談支援事業者を始め関係団体、事業者に対しまして積極的な働きかけをしてまいりたいと考えております。

(地域振興部長答弁要旨)

外国の方の居住支援について、お答えします。

外国の方の居住支援につきましては、愛知県国際交流協会に設置しました多文化共生センターにおきまして、住宅確保などを含めた暮らし全般への相談を行いますと共に、退去を迫られるなど個別支援を要する案件につきましては、より専門的なスキルを持つ多文化ソーシャルワーカーが出向きまして、相談や解決に向けた支援体制を整えているところでございます。

日本に不慣れな外国の方にとりまして、住居問題は切実であると考えております。今後、「あんしん賃貸支援事業」の取組も始めるこにより、外国の方の住宅確保に向けて幅広い支援に途が開かれましたことから、居住支援協議会の構成団体を始め、県内関係課室や市町村などと緊密な連携を図るなど、外国人県民の方々の居住支援を一層進めてまいります。

(渡会克明議員要望)

私は、壇上で申し上げましたように、ライフスタイルに合わせて、住宅を選択しやすい環境を整備することは、まさに住宅というのは、公営住宅、民間住宅とともにインフラ整備としての住宅施策を考えるべきだと思います。そんな観点から質問させていただきました。

この度の「あんしん賃貸支援事業」は「連携」がキーワードだと思います。府内関係部局との連携を強化し、各部局一体で各地域での説明会を丁寧に行う。そこには、市町村の関係する担当窓口に漏れなく参加していただき、各市町村においても県と同様に、窓口間の連携をしっかりと取ってもらう。地域間で格差が出ないような努力を望みたいと思います。そして、市町村の働きかけで、多くの居住支援団体が登録できるよう、ぜひ他部局、市町村とも連携を密にして取り組みをお願いしたいと思います。



愛知県本部代表の荒木清寛議員を中心に要望をさせていただきました。

COP10開催前年の平成21年度に、会議の成功に向けて、いくつかの項目について新規予算の確保又は既行予算の強化・拡充により実施することを要請しました。

申し入れ先は、斎藤鉄夫環境大臣、竹下亘財務副大臣

振り込め詐欺被害 急増!!

実際に被害にあった人で、振り込め詐欺について

知っていた人7割以上

振り込め詐欺を知っていてもだまされます

60歳以上の人人が狙われています

オレオレ詐欺や還付金等詐欺で
だまされた人の7割以上が60歳以上です

被害総額は約12億円になります

1件あたりの被害額は約170万円になります
(愛知県内 平成20年1~8月)

あなたは大丈夫ですか?
だから、振り込む前に確認を

愛知県警察

豆知識

居住サポート事業 (入居等支援事業)

賃貸契約による一般住宅(※)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅(アパート、マンション、一戸建て)のことをいう。

高齢世帯の将来推計

知つてますか?

(単位:千世帯)

		全 国			愛 知 県		
		高齢世帯総数			高齢世帯総数		
年	世帯数	内 訳		独居	夫婦のみ	その他	内 訳
		総世帯数	(中間世帯 数に対する構成 割合)				
平成17	世帯数	49,063	13,546 (27.6%)	3,865	4,648	5,033	2,655 (24.2%)
	割合(%)	100.0%	28.5%	34.3%	37.2%		100.0%
平成22	世帯数	50,287	15,680 (31.2%)	4,655	5,336	5,689	2,732 (28.7%)
	割合(%)	100.0%	29.7%	34.0%	36.3%		100.0%
平成27	世帯数	50,600	18,028 (35.6%)	5,621	5,991	6,416	2,775 (33.4%)
	割合(%)	100.0%	31.2%	33.2%	35.6%		100.0%
平成32	世帯数	50,441	18,992 (37.7%)	6,311	6,140	6,541	2,797 (35.1%)
	割合(%)	100.0%	33.2%	32.3%	34.4%		100.0%
平成37	世帯数	49,837	19,012 (38.1%)	6,729	5,941	6,342	2,791 (35.4%)
	割合(%)	100.0%	35.4%	31.2%	33.4%		100.0%

※出典:全国…国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(H20.3推計)

愛知県…国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(H17.8推計)

*高齢世帯:世帯主の年齢が65歳以上の一般世帯

暮らしの相談 1 1 0番

■県議会控室■

〒460-8501
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
電話<052>954-6714
FAX<052>961-2013

■事務所■

〒440-0813
豊橋市舟原町155 舟原マンション203
電話<0532>21-7200
FAX<0532>21-7228

■自宅■

〒440-0028
豊橋市多米東町二丁目20番地の12
電話<0532>62-9633
FAX<0532>64-4368

URL <http://www.watarai.org/>

E-mail katsuaki@watarai.org

◆ 県政へのご要望、ご意見など何でもご相談ください。また、法律・税務相談等もお気軽に ◆

※この県政ジャーナルは、わたらい克明の手作り新聞です。(再生紙を使用しています)